

現場代理人の兼務に関する取扱要領

令和 5 年 9 月 1 日制定

令和 7 年 4 月 1 日改正

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、門川町工事請負契約約款第 10 条第 3 項に規定による、常駐業務が緩和された現場代理人の兼務について対象となる工事の範囲を設定し、その事務取扱に必要な事項を定めるものとする。

(兼務の対象となる工事)

第 2 条 受注者は、次の各号に掲げるすべての要件に該当する工事に限り、現場代理人を兼務することができる。

- (1)兼務しようとする工事が、いずれも契約金額 4,500 万円（建築一式工事の場合は 9,000 万円）未満であること。
- (2)兼務しようとする工事が、いずれも門川町内の工事であること。
- (3)兼務が可能な工事については、原則として町発注工事とする。ただし、国又は県が発注し、兼務を認めている工事については、兼務することができるものとする。
- (4)公告等において、現場代理人常駐（兼務不可）の条件が付された工事でないこと。
- (5)他の工事で専任を要する主任技術者、監理技術者（以下「技術者等」という。）又は常駐を要する現場代理人でないこと。
- (6)作業等が実施されておらず、現場代理人が常駐していない場合であっても、工事現場で事故等が発生することのないよう必要な措置が講じられていること。
- (7)携帯電話の利用等により、発注者と常に連絡が取れる状態を確保し、工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がないこと。

(兼務等の手続き)

第 3 条 受注者は、現場代理人を兼務しようとする場合は、契約締結時に「現場代理人兼務届」（第 1 号様式）を工事発注担当課に提出しなければならない。

2 受注者は、兼務をしている工事の一方が竣工し引渡しした場合等、現場代理人の兼務がなくなったときは、「現場代理人兼務解除届」（第 2 号様式）を工事発注担当課に提出するものとする。

3 受注者は、発注者が工事現場の運営又は安全管理等に支障が生じたことなどにより、現場代理人の兼務が不適当と判断した場合は、「現場代理人兼務解除届」（第 2 号様式）を工事発注担当課に提出するものとする。

(現場代理人の責務)

第4条 現場代理人は、兼務する一方の工事現場に従事している場合であっても、兼務する他の現場代理人の契約上の職務を免ずるものではない。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別途定めるものとする。

附則

この要領は、令和5年9月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。